

# 標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 補償等の支払い

### （当社の支払責任）

- 第1条** 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外在的事故（以下「事故」といいます。）によって、身体に傷害を受けたときに、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 前項の傷害には、身体外部から有害ガス又は有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したとき急激かつ偶然な外在的有害ガス（以下「事故」といいます。）によって、身体に傷害を受けたときに、本章から第4条までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

### （用語の定義）

- 第2条** この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款集第2型企画旅行契約の第2条第2項及び付随企画旅行契約の第2条第2項に定めるものをいいます。
- この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗客券等によって出発し、当該企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の予定時刻及び復帰の予定時刻の間の間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定時刻をあらかじめ当社に届け出ておらずに離脱したとき又は復帰の予定時刻を離脱したときは、その離脱の時から復帰の予定時刻までの間は「企画旅行参加中」といいたしません。また、当該企画旅行行程中、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けず（旅行日程の標準時より）あらかじめ定めた期間において、その旨及び当該日に生じた事故によって旅行者が被災したときに、この規程による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

- 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- （1）添乗員、当社が使用人又は代理人が旅行者を行う場合は、その受付完了時
  - （2）前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、
    - イ 航空機であるときは、乗客のみが上機できる飛行機機内における手荷物の検査等の完了時
    - ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時
    - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
    - ニ 車両であるときは、乗車時
    - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

- ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- （1）添乗員、当社が使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告知完了時
  - （2）前号の解散の告知が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、
    - イ 航空機であるときは、乗客のみが下機できる飛行機機内からの退場時
    - ロ 船舶であるときは、下船時
    - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時
    - ニ 車両であるときは、降車時
    - ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

- ホ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### （補償金等を支払わない場合～その1）

- 第3条** 当社、次の各号に掲げる事由によって旅行者に損害が生じた場合において、補償金等を支払いません。
- （1）旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
  - （2）死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
  - （3）旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
  - （4）旅行者が法令に定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないうちのいずれかの場合に自動車又は原動機付自転車運転中に発生した事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
  - （5）旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。
  - （6）旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被災した傷害については、この限りではありません。

- （7）旅行者の妊娠、出産、分娩、産後又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- （8）旅行者の刑の執行又は拘留若しくは監禁中に生じた事故
- （9）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動（この規程において、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全く又は一部の地区において著しく平和が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- （10）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- （11）前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- （12）第10号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 2 当社は、原因のいかなる場合も、頭痛症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛・他覚症状のないのに対して、補償金等を支払いません。

### （補償金等を支払わない場合～その2）

- 第4条** 当社が、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- （1）地震、噴火又は津波
  - （2）前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### （補償金等を支払わない場合～その3）

- 第5条** 当社、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に属している場合において、補償金等を支払いません。ただし、各号の各号の行為が当該旅行日程に含まれていない場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。
- （1）旅行者が標準第1に定める運動を行っている間に生じた傷害
  - （2）旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも競争を含みます。）又は試乗（性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車若しくはモーターボートからこの行為を行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
  - （3）航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であるや不定期便であることを問わず。）以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

### （補償金等を支払わない場合～その4）

- 第5条** 2 当社は、死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げないがために当該死亡の事故が発生した場合には、補償金等を支払いませんが、ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合においては、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （1）反社会的勢力、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
  - （2）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - （3）反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - （4）その反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

## 第3章 補償金等の種類及び支払額

### （死亡補償金の支払い）

- 第6条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者によって、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償額から既に支払った金額を控除した額を支払います。（後遺障害補償金の支払い）

- 第7条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内の後遺障害（身体に残された将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後も残ります。）を有し、以下同様とします。）が生じた場合は、旅行者1名につき、海外旅行に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

- 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。
- 別表第2の各号に掲げられていない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に照らして、身体障害の程度に照らして、別表第2の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)、4(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

- 同一障害により2項より2項の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、1-8ごとの後遺障害補償金は、補償額の割合をもって控除とします。

- 前各項に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。
- （入院見舞金の支払い）**
- 第9条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活が営まれないことになり、かつ、入院（医師による治療が不要な場合において、自宅等での療養も含みます。）期間又は入院（医師による治療が不要な場合において、治療に専念することをいいます。）以下2項の各号のいずれかに該当した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 入院日数90日以上の傷害を被ったとき。 40万円
  - ロ 入院日数90日以下90日未満の傷害を被ったとき。 30万円
  - ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 10万円
  - ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき。 4万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき。 20万円
  - ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき。 10万円
  - ハ 入院日数90日以下90日未満の傷害を被ったとき。 5万円
  - ニ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 2万円
- 2 旅行者が入院した場合は、別表第2の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、入院日数とします。
- 3 当社は、旅行者1名については、入院見舞金又は入院見舞金又は入院見舞金と後遺障害補償金を合わせて、その合計額を支払います。
- （通院見舞金の支払い）**
- 第9条** 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合に限らず、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けたこと（往診を含みます。）をいいます。）を要し、以下この規定において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- （1）海外旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 10万円
  - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 5万円
  - ハ 通院日数7日以下90日未満の傷害を被ったとき。 2万円

- （2）国内旅行を目的とする企画旅行の場合
- イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき。 5万円
  - ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき。 2万5千円
  - ハ 通院日数7日以下90日未満の傷害を被ったとき。 1万円

- 旅行者が被災していない場合においても、背骨等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活営まれない状態が生じたとき当該部位を固定したときは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、通院日数とみなします。

- 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障のない程度に傷害を受けたとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。
- （3）当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

- （4）当社は、旅行者1名に対して通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。
- （入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別）**
- 第10条** 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、第1条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいものを（前掲の規定により、第1号に掲げるもの）を支払います。

- （1）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （2）当該通院見舞金（当該入院見舞金を支払った場合のみに適用）と死亡補償金との合計額
- （3）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （4）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （5）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （6）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （7）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （8）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （9）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （10）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （11）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （12）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （13）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （14）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （15）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （16）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （17）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （18）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （19）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （20）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （21）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （22）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （23）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （24）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （25）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （26）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （27）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （28）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （29）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （30）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （31）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （32）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （33）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （34）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （35）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （36）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （37）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （38）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （39）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （40）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （41）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （42）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （43）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （44）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （45）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （46）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （47）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （48）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （49）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （50）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （51）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （52）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （53）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （54）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （55）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （56）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （57）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （58）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （59）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （60）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （61）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （62）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （63）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （64）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （65）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （66）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （67）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （68）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （69）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （70）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （71）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （72）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （73）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （74）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （75）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （76）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （77）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （78）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （79）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （80）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （81）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （82）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （83）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （84）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （85）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （86）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （87）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （88）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （89）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （90）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （91）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （92）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （93）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （94）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （95）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （96）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （97）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （98）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （99）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （100）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （101）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （102）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （103）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （104）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （105）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （106）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （107）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （108）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （109）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （110）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （111）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （112）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （113）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （114）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （115）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （116）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （117）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （118）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （119）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （120）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （121）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （122）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （123）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （124）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （125）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （126）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （127）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （128）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （129）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （130）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （131）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （132）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （133）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （134）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （135）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （136）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （137）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （138）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （139）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （140）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （141）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （142）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （143）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （144）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （145）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （146）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （147）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （148）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （149）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （150）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （151）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （152）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （153）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （154）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （155）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （156）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （157）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （158）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （159）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （160）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （161）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （162）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （163）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （164）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （165）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （166）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （167）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （168）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （169）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （170）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （171）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （172）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （173）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （174）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （175）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （176）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （177）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （178）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （179）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （180）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （181）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （182）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （183）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （184）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （185）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （186）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （187）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （188）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （189）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （190）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （191）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （192）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （193）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （194）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （195）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （196）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （197）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （198）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （199）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （200）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （201）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （202）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （203）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （204）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （205）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （206）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （207）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （208）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （209）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （210）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （211）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （212）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （213）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （214）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （215）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （216）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

- （217）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （218）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （219）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額
- （220）当該入院見舞金と死亡補償金との合計額

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

株式会社金太郎温泉

富山県知事登録 旅行業

第2-299号